

4熊情審第10004-16号
令和5年3月22日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 森口 佳樹

答申書

情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関は、令和3年12月17日付3熊保育第2207-11号により行った不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、令和3年12月3日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・保育課が所掌する登録年月日平成30年4月1日の個人情報取扱事務登録簿（個人情報取扱事務の名称「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務」）について、応募事業者から個人情報を収集した後である令和2年10月19日に個人情報取扱事務登録簿を変更した事実について、当該登録簿の変更にかかる起案文書を専決した[]が個人情報を収集した後に個人情報取扱事務登録簿の変更を行うことが個人情報保護条例の主旨に反しないと判断するためにその根拠として使用した情報。なお、条例等で公開する場合は該当する条文を明示してください。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊保育第2207-11号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年1月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求に係る処分の内容は、当該登録簿の変更に係る起案文書を専決した[]が個人情報収集後に個人情報取扱事務登録簿の変更を行うことが個人情報保護条例の趣旨に反しないと判断するためにその根拠として使用した情報が存在するはずだと考えるため、本件処分は不当であり、その取消しと情報公開決定を改めて求めるというものである。

3 実施機関の弁明に対する反論

- (1) 本件は、令和2年10月19日変更の登録簿が「変更」であるのか「修正」であるのかが論点であると考ええる。
- (2) 実施機関は、「修正」であるため、個人情報保護条例第6条第2項の規定は適用されないと主張している。
- (3) 個人情報保護条例第6条第3項の趣旨は、登録簿を一般の縦覧に供すことにより、それを閲覧した住民が登録簿の内容から、どのような個人情報を町が収集しようとしているかの確に読み取れる内容であることを目的としている。
- (4) 個人情報取扱事務登録簿を一般の縦覧に供せば、同条例の目的が達成されるのではなく、住民が的確な情報を得られる内容の登録簿を一般の縦覧に供すことによって、目的が達成されるのである。
- (5) 修正後の当該登録簿は、「個人情報取扱事務の目的」「個人情報の対象者の範囲」「個人情報の記録項目」「本人以外から個人情報を収集する根拠条例」等、数多くの加筆がなされている。
- (6) 実施機関の主張によれば「住民にわかりやすく」修正したものであるため、住民が修正前の当該登録簿の内容を閲覧し、修正後の内容の情報を入手できるものとして妥当であるか否かの認定が必要である。しかし、これら数多くの加筆は当然「修正」という範疇にはとどまらず、個人情報保護条例第6条第2項に規定する「変更」であると考ええる。
- (7) そもそも個人情報保護条例には「登録簿の修正」に関する規定はない。
- (8) 「登録簿の修正」を行うための決裁の過程において、その修正が個人情報保護と条例第6条第2項に規定する「変更」に該当するものか検討しなければならない。
- (9) 理由説明書(3熊保育第2756号)4(1)③において「例規等の内容を勘案して適否を審査し決裁して」と町は主張しているが、まさにこれこそが情報公開請求で開示を求めた情報に該当する。つまり、[]が登録簿の「変更」ではなく「修正」と判断するために使用した「例規等の内容」は存在すると町が認めているため、情報不存在の決定は不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

- (1) 個人情報事務取扱登録簿（町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務）（以下「登録簿」という）を、令和2年10月19日に変更（修正）したことに關しては、同年10月16日の審査請求人との面談の中で、個人情報保護条例所管部局より住民にわかりやすい登録簿とすべく対応することを申し出し、同年10月19日付けで修正を行ったものである。
- (2) 本件審査請求にある起案文書については、決裁権者は当然、例規等の内容を勘案して適否を審査してのであり、必ずしも他の情報は必要ではないと考える。
- (3) 平成30年4月1日登録の登録簿において、事務として登録簿の各項目の内容を包含していると捉え、包括的に登録していると考えている。よって、審査請求にある変更前の登録簿は、作成当初から適正なものとして運用したものである。
- (4) 令和2年10月19日変更の登録簿は、住民にわかりやすい登録簿とすべく、あくまで修正を行ったものである。つまり、個人情報の取扱いは平成30年4月1日の適正な登録簿を根拠に行っているのである。加えて、当該登録簿は一般の縦覧にも供している。
- (5) 本町としては、平成30年4月1日作成の登録簿が適正であり、令和2年10月19日の変更は、事後に内容に沿うように変更したのではなく、あくまで平成30年4月1日の登録簿が適正であること的前提で、住民にわかりやすいものとするよう修正したものである。
- (6) これは、他の文書によらずとも、例規等の規定を勘案し抵触しない範囲で対応したというだけで事足りることであると考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

審査請求人は、個人情報保護条例の主旨に反しないと判断するためにその根拠として使用した情報であるが、文書はなくても根拠法令はあるはずだと主張している。一方、実施機関は、決裁権者は当然、例規等の内容を勘案して適否を審査し決裁しているのであり、必ずしも他の情報は必要ではないと考え、審査請求にいう文書を不存在としたものである。

したがって、実施機関の判断において根拠として使用した情報があるかどうか争点である。

3 本件処分の妥当性について

通常起案を専決する場合、内容の妥当性等を判断するため、条例などの例規等の情報があるものと考えられるので、不存在決定を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年5月12日 情報不存在決定再調査
- ⑥ 令和4年6月10日 審議
- ⑦ 令和4年8月25日 審議
- ⑧ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|--------|--------|-----|
| 森口 佳樹 | 大学教授 | 会長 |
| 西野 弘一 | 弁護士 | 副会長 |
| 清弘 正子 | 大学准教授 | |
| 粟飯原 和宣 | 人権協会会長 | |
| 橋本 匡弘 | 弁護士 | |